

事務 事業名	コード1	31000	都市下水路維持管理費	事業 種別	☒ 国土強靱化地域計画	課	下水道課							
	コード2				☐ 新市建設計画	所属班	工務班							
施策 体系	施策の展開	21	良好な生活環境の形成		☐ 総合戦略	電話番号	62-5364	内線	款	項	目			
					☐ 復興計画	予算科目	会計					8	3	3
					☐ 定住自立圏構想	根拠法令	なし							
					☐ 行政改革アクションプラン									
☐ 主要事業														
☐ 簡易評価														

1 現状把握(Do)			
------------	--	--	--

1 現状把握(Do)

(1)事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☒ 単年度繰返 ☒ 平成 5 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成 年度～ 平成 年度まで ※全体像を記述→	旧旭市市街地の排水が流入する東町都市下水路の排水を浄化し、仁玉川へ放流する東町都市下水路浄化施設を管理し、河川の水質汚濁を防止する。 1.浄化施設維持管理業務:浄化施設の運転及び維持管理について、週1回点検及び清掃を業務委託する。 2.汚泥処理業務:浄化施設の運転により発生した汚泥収集運搬及び処分を業務委託する。 3.浄化施設修繕業務:浄化施設の運転に支障をきたす重大な故障に関し、修繕を行う。(軽微な故障については維持管理業務にて対応) 4.都市下水路水門管理業務:仁玉川合流部手前に設置した水門の開閉により、浄化施設への流入量の調整を行う。 【業務の流れ】 1.浄化施設維持管理委託業者から提出される報告書(水質検査結果含む)及び報告事項の確認、維持管理に必要な業務委託の立会い、確認維持管理に必要な消耗品類の購入・管理、光熱水費の点検 2.維持管理委託業者から汚泥搬出の要請→汚泥処理業者の手配→汚泥搬出の立会い→マニフェストによる汚泥処理状況の確認 3.維持管理委託業者から修繕の要請→修繕の手配→現場及び書類による修繕状況の確認 4.都市下水路(仁玉川合流手前)水門の開鎖(晴天時)及び閉鎖(雨天時)

(2)トータルコスト

① 費目の内訳(26年度の実績)			単位:千円		単位	(決算)	(決算)	(決算)	(計画)
1.委託料					千円				
2.(浄化施設維持管理)	2,678	浄化施設維持管理委託			千円	2,751	2,751	2,678	3,003
3.(浄化施設汚泥処理)	0	汚泥処理委託			千円	1,208	765	0	940
4.需用費	2,366	電気料、修繕費、消耗品			千円	2,722	2,766	2,366	2,727
5.その他					千円				
② 特定財源の内訳(26年度の実績)			単位:千円		事業費計 (A)				
1.国庫支出金	0				千円				
2.都道府県支出金	0				千円				
3.地方債	0				千円				
4.その他	0				千円				
前年度比増減理由:汚泥処理費の減少(26年度実施せず)、修繕費の減少					千円	6,681	6,282	5,044	6,670
③ 延べ業務時間の内訳(26年度の実績)			単位:時間		正規模員従事人数	人	0.02	0.02	0.02
浄化施設の維持管理(監督)	0.5時間×52週=26時間				延べ業務時間	時間	40	40	35
汚泥処理(監督)	0時間	浄化施設の修繕(監督)	5時間		人件費計 (B)	千円	152	152	133
上記業務に関する事務手続き		4時間			トータルコスト(A)+(B)	千円	6,833	6,434	5,177

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段	① 主な活動	⑤ 活動指標名	単位	24年度 (決算)	25年度 (決算)	26年度 (決算)	27年度 (計画)
	26年度実績(26年度に行った主な活動) 浄化施設の維持管理(原則週1回) 浄化施設の修繕(故障発生時) 浄化施設の休止・廃止に関する検討	ア 浄化施設の点検回数	回	52	52	52	52
		イ 浄化施設の修繕回数	回	3	1	1	1
		ウ 汚泥処理回数	回	2	1	0	1
目的	② 対象(誰、何を対象にしているのか)	⑥ 対象指標名	単位	24年度 (決算)	25年度 (決算)	26年度 (決算)	27年度 (計画)
	東町都市下水路に流入する排水	ア 年間処理水量	m ³	330,952	315,133	291,368	300,000
		イ 年間汚泥処理量	t	46	10	0	30
上位目的	③ 意図(対象がどのような状態になるのか)	⑦ 成果指標名(考え方)	単位	24年度 (決算)	25年度 (決算)	26年度 (決算)	27年度 (計画)
	施設で浄化処理し、放流水の水質を改善する。 ※BOD=生物化学的酸素要求量。最も一般的な水質指標のひとつ。BODの値が大きいくほど水質は悪い。	ア 流入水・処理水のBOD(上段:流入、下段:放流) (水の汚れを示す目安として、BODを採用)	mg/L	9.7	10.1	13.1	13
		イ BODの除去率	%	84.5%	83.2%	87.0%	84.6%
上位目的	④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか	⑧ 上位成果指標名(考え方)	単位	24年度 (決算)	25年度 (決算)	26年度 (決算)	27年度 (計画)
	市民が良好な住生活を送ることができる	ア 公共下水道接続人口普及率(4月1日) (接続人口 / 供用開始区域内人口)	%	57.4	57.7	60.2	62.0

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か?どんな経緯で始まったか?	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか?開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか?	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?
旧旭市市街地の家屋を大雨による浸水から防ぐため、昭和48年度から昭和57年度にかけて都市下水路が整備された。その後近年の生活様式の変化による家庭や事業所などからの排水が流れ込み、水質が悪化したことから、浄化施設の必要性を検討し、建設が行われ、平成5年度より稼働を開始した。	施設の稼働開始当初は、流入水の水質が非常に悪く、施設が故障してしまうことも多かった。 平成12年より流入区域での公共下水道の整備が開始され、加入世帯数の増加に伴って浄化施設への流入水の水質は向上してきている。	浄化施設の稼働開始当初は、施設の処理能力を上回る汚れた排水が流入していたため、近隣住民から「悪臭がひどい」という苦情が多く寄せられていたが、水質が良くなってきたことから、最近では苦情が寄せられることがなくなった。 都市下水路からの流入水の水質が向上してきたことにより、施設建設当時の目的が達成されてきていることや、施設は築後21年が経過し、老朽化により修繕の必要な部分も多くなっていることから、施設のあり方の検討が必要となっている。

事務事業名	都市下水路維持管理費	課名	下水道課	班名	工務班
-------	------------	----	------	----	-----

2 評価(Check1)担当者による事後評価

目的 妥当性 評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】 浄化施設により、都市下水路に流れ込んだ排水をきれいにし、放流することによって下流の仁玉川の水質汚濁を防ぎ、沿線住民の生活環境の保全に貢献してきた。また、仁玉川は農業用水としての面もっており、その点においても浄化施設の果たす役割は大きい。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☒ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 適切である ⇒【理由】 事業の基幹は浄化施設の維持管理なので、対象・意図は定まっている。ただし、流入水質が向上してきている状況であることから、施設の管理・運営を今までと同様に行うことが妥当か検討・協議を進めていく時期となっている。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☒ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 供用区域内の各家庭・事業所は公共下水道へ接続するのが原則であるが、現状として、下水道への接続が100%ではない(現状接続率50%)ことから、都市下水路にはまだ多くの排水が流入している。快適な生活環境の維持・向上のため水路の管理者である行政により水質浄化を行う必要はあるが、流入水の水質が向上してきている状況から今後もこれまでと同じような施設の管理・運営を行うことが妥当か検討が必要となる。
有効性 評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 規模は違うが、類似する施設としては下水道終末処理場(旭市浄化センター)が挙げられる。浄化センターの放流水のBODは1.3mg/L(平成26年度平均値)であり、これに近い実績を挙げていることから妥当な水準である。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するかどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☒ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 公共下水道への接続が増えたと、流入する排水の量が少なくなり、なおかつ水質も改善されることから、より効率の良い浄化が期待できる。ただし、排水量が一定の量を下回り、流入水の水質に問題がなくなったときには、浄化施設自体の必要性を検討したうえで、休止や廃止をしても成果には影響しない。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他(民間・国県を含む)に方法があるか？ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☒ 他に手段がある ↳ (1) 事務事業名：(公共下水道事業) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☒ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 施設の老朽化に伴う修繕費の増大が見込まれる中で、公共下水道接続率の向上等により都市下水路の水質が改善され、浄化の必要性がなく、周辺住民や仁玉川への影響がないものと判断された場合、事業そのものを休止・廃止することが可能である。
効率性 評価	⑦ 事業費の削減余地 (表面トータルコストの事業費部分) 事業費を削減できないか？(経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 事業を今後継続した場合では、排水の流入量が減ったり、水質が良くなったりすると、汚泥の発生量も減るので、汚泥処理費の削減は期待できる。ただし、施設の老朽化に伴う修繕費の増大が見込まれることから、流入水の水質に問題がなくなったときには、浄化施設自体の必要性を検討したうえで、休止や廃止としたほうが浄化施設に係る事業費は削減される。
	⑧ 人件費の削減余地 (表面トータルコストの人件費部分) やり方の工夫(業務プロセスの改善など)や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 施設の維持管理は当初から専門の業者に委託しており、職員はその監督のみなので、人件費についてはこれ以上削減できない。休止や廃止となった場合にはその内容により状況が異なることから、職員が維持管理に携わる事務・作業量は不明である。
	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】 都市下水路の水質を守るという点では、地域が限られてしまうかもしれないが、都市下水路の放流先である仁玉川や、更にその下流の新川や海の水質を守るということにもつながっていることから、公平性は保たれている。

3 評価(Check2)担当課長による評価結果と総括

(1)1次評価者としての評価結果	(2)全体総括(振り返り、反省点)
① 目的妥当性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり ② 有効性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり ③ 効率性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり ④ 公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	浄化施設は築後21年が経過し、今後は修繕費が増大することが見込まれており、汚泥処理費の削減を図ったとしても、維持管理費のこれ以上の削減は困難である。浄化施設に流入する排水の水質が良くなってきていることから、浄化施設に係る事業費の削減につなげるため、施設の休止や廃止に向けた関係機関との協議・検討を進めていく。今後も都市下水路流域を中心とした公共下水道の接続促進を継続し、流入水の水質向上に努める。

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(Plan)

(1)今後の事業の方向性(複数選択可) ※2～3年後を目処にした方向性		➡	(3)改革・改善による期待成果 (廃止・休止の場合は記入不要)																							
☐ 目的再設定 ☐ 事業のやり方改善による成果向上 ☐ 事業のやり方改善による事業費削減 ☐ 受益機会の適正化 ☒ 廃止・休止			<table border="1"><thead><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">成果</td><td>向上</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>					コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持				低下			
			コスト																							
		削減	維持	増加																						
成果	向上																									
	維持																									
	低下																									
(2)改革改善案について ※いつまでに、なにを、どうするのか？																										
いつまでに	なにを、どうするのか？																									
平成29年3月末			①休止・廃止に向けた関係機関(千葉県、大利根土地改良区等)との協議(平成27年度)②公共下水道への加入促進―戸別訪問の強化、指定工事店への協力強化(平成27年度継続)③流入水質の監視の継続(平成27年度継続)④浄化施設休止期間中の定期点検⑤都市計画施設の廃止手続き⑥財産処分承認申請																							

(4)改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策

① 休止・廃止に向けた協議を進めていくなかで、休止期間の維持管理方法や廃止後の跡地利用、都市計画法に係る手続き、土地改良区の地元協議、撤去・除却に係る費用などの問題が提議されることとなるが、解決方法を見極めるまでに時間を要すると思われる。
② 戸別訪問による加入促進を実施しているなかで、旧市街地であるため敷地や建物の構造上の問題や改造工事費用等から、接続希望は持っているが公共下水道への接続が困難と回答される方も多く、接続件数が停滞する要因となっている。③ 特になし